

～品川駅北周辺地区～

産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な、国際水準の居住施設（約33,000㎡、約200戸）を整備

- 空港アクセスが良く、外国人居住環境に相応しい好立地
- 多様な滞在期間に対応した外国人向け賃貸住宅
- 外国人の居住嗜好に合わせた住戸仕様

外国人等の居住環境に相応しい多言語対応の共用施設・併設施設



コンシェルジュ



居住者向け
フィットネスルーム



インターナショナル
スクール



子育て支援施設

国際水準の
居住施設

住宅

住宅共用施設

インターナショナルスクール・子育て支援

**国家戦略住宅整備事業の活用により、
品川駅北周辺地区全体の容積率を約30%緩和（※）**



**住宅機能は1街区に
まとめて整備**

（※参考）

$$V_r = V_c \left(1 + 2 \left(3 \div (3 - R) - 1 \right) \right)$$

V_r : その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値（960%）

V_c : 都市再生特別地区に定める（当事業による緩和部分を除く。）建築物の容積率の最高限度（930%）

R : 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合（4.78%）

品川駅北周辺地区 住宅整備事業（案）

国家戦略住宅整備事業を実施する区域	品川駅北周辺地区
その全部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値	123 /10 ※地区全体に対して適用する。
その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値の算出方法	$V_r = V_c (1 + 2 (3 / (3 - R) - 1))$ ただし $V_r - V_c \leq 300\%$ V_r : その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値 (96/10) V_c : 都市再生特別地区に定める (当事業による緩和部分を除く。) 建築物の容積率の最高限度 (93/10) R : 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合 (4.78%) ※ V_r、V_c、R は、地区全体に対して適用する。 (地区全体で、$V_r=96/10$、当該住宅は1街区に配置、 適正配分後の容積率の最高限度は、1街区 82/10、2街区 31/10、3街区 135/10、4街区 102/10)
建築物の敷地内に設けられる空地の要件	敷地面積の 2/10 以上かつ道路に接して有効な部分が 1/10 以上
建築物の敷地面積の規模	0.5ha 以上

「区域は計画図表示のとおり」

国家戦略住宅整備事業を定める範囲



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（1/2, 500）を使用（30都市基交第361号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）30都市基街都第83号、平成30年6月20日